



製造物責任（PL法）に関連した よくある問い合わせ ～製造物責任（PL）と製品安全～

事業者の方から、基本的な質問を受けることがあります。例えば・・・

「化学物質を取り扱う際に守らなければならない法律にはどんなものがあるのか？」

「ある製品の製造・販売を計画しているが、製造物責任（PL）を問われないようにするにはどうしたらよいか？」

「製品欠陥を出さないようにするにはどうしたらよいか？」

事業規模の大きな企業であれば、研究開発、製造、販売、法務等の専門性の高い部署があるので、自社内で解決できる問題であっても、事業規模の小さな企業であったり、新規に起業しようとしている場合であったりすると、少人数で何でもこなさなければならず、お困りになって相談にこられます。

今回は、こうした質問に対して、参考になりそうなインターネット上のサイトを紹介します。

化学物質に関連した法律

独立行政法人製品評価技術基盤機構のHPに「化学物質に関する法律（関連機関等へのリンク集）」

図-1 化学物質に関する法律

有害性		曝露		消費者		環境経由		排出・ストック汚染		廃棄									
		労働環境																	
人の健康への影響	急性毒性	毒劇法																	
	長期毒性	労働安全衛生法	農薬取締法	農薬取締法	食品衛生法	医薬品医療機器等法	家庭用品品質表示法	有害家庭用品規制法	(シックハウス等) 建築基準法	農薬取締法	化学物質審査規制法(化審法)	化学物質排出把握管理促進法(化管法)	化学物質排出把握管理促進法(化管法)	大気汚染防止法	水質汚濁防止法	土壌汚染対策法	廃棄物処理法等		
生活環境(動植物を含む)への影響																			
オゾン層破壊性 地球温暖化																			
化学兵器転用																			

独立行政法人製品評価技術基盤機構HPより転記

1) があり、日本の主な化学物質に関する法律体系が示されており、それぞれの問い合わせ先にリンクが張られています。

取り扱う化学物質が分かっている場合には、該当する化学物質の安全データシート（SDS）を取引先から取り寄せ、その中の「適用法令」を見れば、その化学物質にどのような法規制が掛かっているかを知ることができます。

SDSは厚生労働省の職場のあんぜんサイトの「GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報」²⁾から、ご自身で検索することもできます。

- 1) 独立行政法人製品評価技術基盤機構、「化学物質に関する法律（関連機関等へのリンク集）」
<https://www.nite.go.jp/chem/hajimete/lawquery.html>
- 2) 厚生労働省、職場のあんぜんサイト、「GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報」
https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx

製造物責任（PL）法について

製造物責任（PL）法は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定められた、6カ条からなる法律です。より詳細な規定があるわけではありませんので、条文を正しく理解することが大切です。消費者庁の「製造物責任（PL）法の逐条解説」³⁾に詳しく解説されており参考になります。

また、実際の裁判の判例を見ることで理解が深まりますが、過去の訴訟は消費者庁の「PL法関連訴訟一覧」⁴⁾にまとめられています。

- 3) 消費者庁「製造物責任（PL）法の逐条解説」、
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/product_liability_act_annotations/
- 4) 消費者庁「PL法関連訴訟一覧」、
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/product_liability_act/

製品安全の取り組みについて

製造物責任（PL）法で言う「欠陥」とは、製造物が通常有すべき安全性を欠く概念と定義づけられており、製品安全への取り組み＝PL法対応とすることができます。製品安全への取り組みは企業の一部門に課せられる課題ではなく、経営トップのリーダーシップの元に全社で取り組むべきものとされています。取り組むべき内容は多岐に渡ります。

まずは、製品安全管理態勢を如何に構築し、常に維持・改善を行いながら機能させていくかが問題になります。製品安全実現のためには、設計・開発段階でのリスクアセスメント、製造工程での品質管理、販売後のクレーム、事故情報の収集と製品改善への反映が必須です。

これらの取り組みについては、経済産業省のHPに参考とすべきガイドが掲載されており参考になります。^{5)～8)}

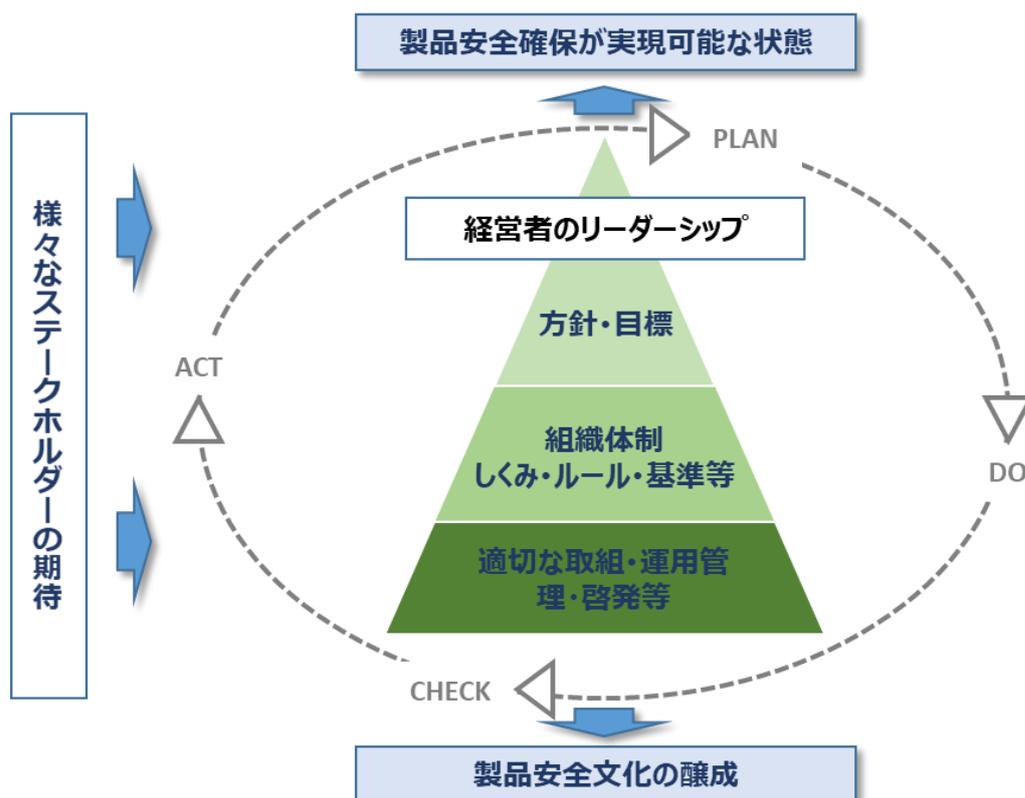


図-2 製品安全管理態勢の概念

経済産業省「製品安全に関する事業者ハンドブック」より転記

5) 経済産業省、製品安全ガイド、事業者の皆様へ

https://www.meti.go.jp/product_safety/producer/index.html

6) 経済産業省「製品安全に関する事業者ハンドブック」

https://www.meti.go.jp/product_safety/producer/jigyouhandbook.pdf

7) 経済産業省「消費生活製品向けリスクアセスメントのハンドブック（第一版）」

https://www.meti.go.jp/product_safety/recall/risk_assessment.pdf

8) 経済産業省「リスクアセスメント・ハンドブック実務編」

https://www.meti.go.jp/product_safety/recall/risk_assessment.pdf

GHS対応について

GHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム；Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）とは、国連が制定する、化学品(物質および混合物)の危険有害性（hazard）の分類基準と表示方法（ラベルとSDS）を定めた制度です。有害性のおそれがある化学物質を含む製品を他の事業者に譲渡または提供する際に、対象化学物質の危険・有害性を一定の国際基準に従って分類し、その結果をラベルやSDS（安全データシート）に反映させ、災害防止および人の健康や環境の保護に役立てようとするもので、グローバルに各国で導入が進められています。

日本では、化管法、安衛法、毒劇法で指定された化学物質やそれを含有する混合物について、GHSに基づくSDS（安全データシート）の交付やラベル表示が義務化または努力義務とされています。詳しくは、厚生労働省の「安衛法におけるラベル表示・SDS（安全データシート）提供制度」⁹⁾で解説されています。

化学物質や化学製品を扱う場合にはGHSに基づく情報伝達を行うことが、PL対応となります。特にB to Bの場合には必須となります。一般消費者向けの家庭用品については日本国内において法律上の明確なGHS表示の義務はありませんが、家庭用塗料、家庭用接着剤、家庭用洗剤（一部の製品）等で採用されており、各業界団体から自主的なGHSラベル表示の基準やガイドラインが公開されています¹⁰⁾。

9) 厚生労働省、「安衛法におけるラベル表示・SDS（安全データシート）提供制度」

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130813-01.html>

10) 独立行政法人製品評価技術基盤機構、「消費者製品へのGHSラベル」

https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_products.html